

# 放送番組の権利処理の現状

2006年12月25日  
(TBS作成)

# 局制作と外部制作番組

## A. 局制作番組



放送外利用には**実演家の許諾が必要**

放送局の制作番組は、著作権法第92条1項に規定する「**放送権の許諾**」を得たことにより、同法第93条1項により「**放送のための固定**」を行ったこととされるため、放送は同法第91条1項による実演家が権利を専有する「**録音・録画**」の許諾を得ていない。つまり、一次放送以外の二次利用はそれぞれの実演家に改めて許諾を受けることが必要であり、TV番組のコンテンツ流通がスムーズにいかない最大の理由のひとつがここにある。



実演家

「**放送**」させてください

いいですよ！  
「**放送**」だけなら



放送局

## B. 外部制作番組



放送外利用でも**実演家の許諾は不要**

映画の著作物は、著作権法第91条2項の規定により、「**実演家の許諾を得て映画の著作物において録音され、又は録画された実演**」となるので、これを録音物に録音する場合を除き、実演家には権利が制限される。いわゆる実演家の「ワン・チャンス主義」により許諾を得ずに利用が可能である。



実演家

「**録音・録画**」させてください

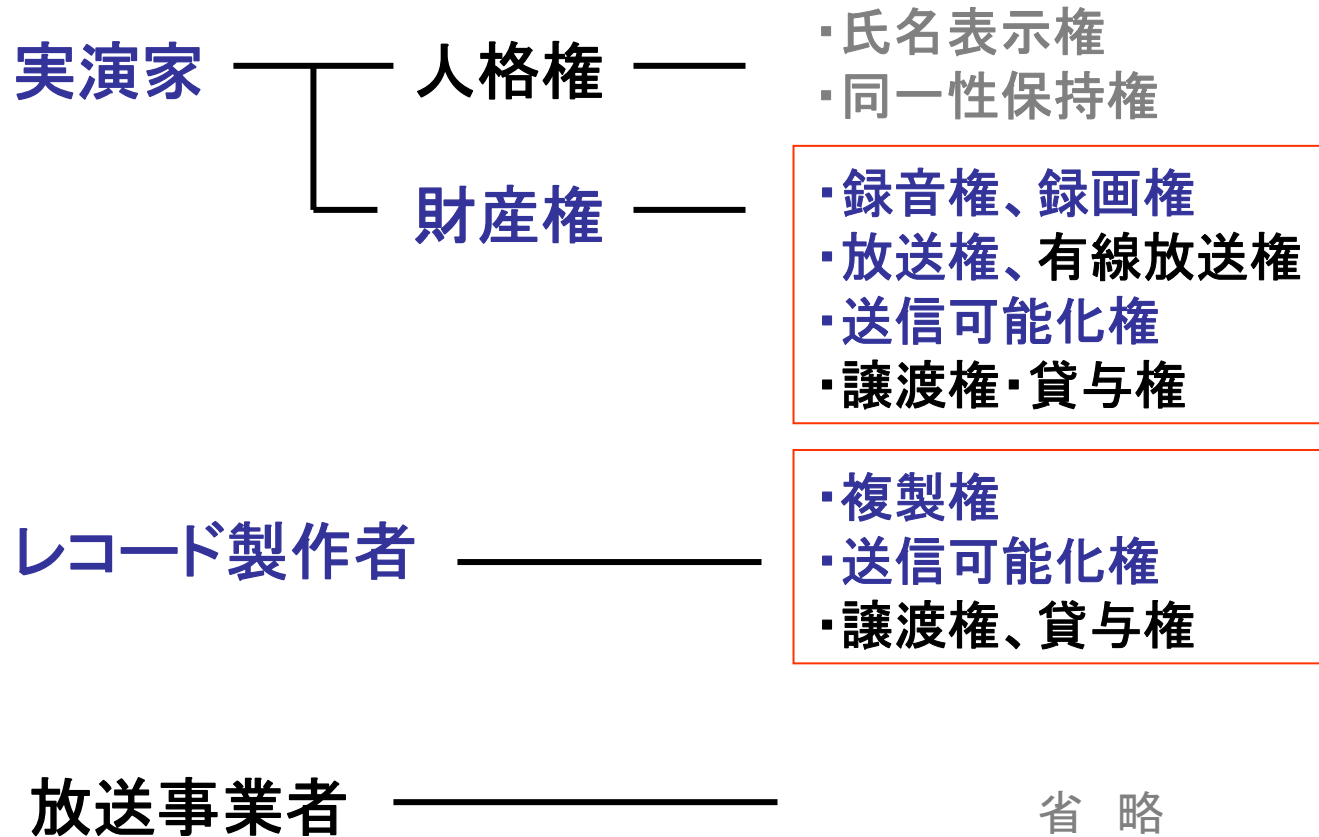
全ていいですよ！



制作会社

# 著作隣接権者

著作隣接権 ⇒ 著作物を公衆に伝達する者に与えられる権利



# 放送局との契約関係等

## A. 局制作番組

放送局

文芸	原作者	日本文藝家協会	著作物使用規程・実務協定 著作物使用契約
	脚本家	日脚連 シナ協	脚本使用料規程・団体協約
音楽	作詞家	JASRAC 他	音楽著作物 利用許諾契約 (包括契約)
	作曲家		
実演	実演家	所属事務所 個人	出演契約
		芸団協 CPRA	使用料規程・基本協定書
レコード	製作者	日本レコード協会	使用料規程・二次使用料 に関する協定書 (包括契約)

一次利用

団体に所属しない  
権利者

# 著作権管理受託事業者等

A. 局制作番組

放送番組

文芸	原作者	日本文藝作家協会	
	脚本家	日本脚本家連盟	シナリオ作家協会
音楽	作詞家	JASRAC 他	
	作曲家		
実演	実演家	日本音楽事業者協会	
		芸団協 / CPRA	
レコード	製作者	日本レコード協会	

一次利用

二次利用

団体に所属しない  
権利者

Q1. テレビドラマ『セーラー服と機関銃』の地上波放送再放送、BS放送・CS放送にあたり、それぞれどのような権利を持つか？

- ①原作者・脚本家 赤川次郎・いずみ吉紘
- ②テーマ曲『セーラー服と機関銃』の作詞家 来生(きすぎ)えつこ  
作曲家 来生(きすぎ)たかお
- ③テーマ曲を歌う 長澤まさみ
- ④テーマ曲のCDを製作した ビクターエンタテインメント
- ⑤出演者である 長澤まさみ、堤 真一 等

**Answer:** 公衆送信権①② 報酬請求権③④ 放送権⑤

- ①原作者・脚本家には、全ての放送について許諾を得る必要がある。
- ②作詞家・作曲家には、全ての放送について許諾を得る必要がある。
- ③④ビクターエンタテインメント(レコード製作者)と長澤まさみ(歌手＝実演家)は、CD(＝商業用レコード)の報酬を請求することが出来る。
- ⑤出演者には、地上波放送の段階で放送について許諾を得る必要がある。

参考: 権利者配分合計 11～15%程度

Q2. テレビドラマ『セーラー服と機関銃』の市販DVDの製作・販売をするにあたり、以下はそれぞれどのような権利を持つか？

- ①原作者・脚本家 赤川次郎・いずみ吉紘
- ②テーマ曲『セーラー服と機関銃』の作詞家 来生(きすぎ)えつこ  
作曲家 来生(きすぎ)たかお
- ③テーマ曲を歌う 長澤まさみ
- ④テーマ曲のCDを製作した ビクターエンタテインメント
- ⑤出演者である 長澤まさみ、堤 真一 等

**Answer: 複製権①②④ 録音・録画権③⑤**

全ての者が許諾権(=禁止権)を有する。

ひとりでも「NO」と言えば市販DVDの製作・販売はできなくなる

参考: 権利者配分合計 11~15%程度

Q3. テレビドラマ『セーラー服と機関銃』のネット配信にあたり、それぞれどのような権利を持つか？

- ①原作者・脚本家 赤川次郎・いずみ吉紘
- ②テーマ曲『セーラー服と機関銃』の作詞家 来生(きすぎ)えつこ  
作曲家 来生(きすぎ)たかお
- ③テーマ曲を歌う 長澤まさみ
- ④テーマ曲のCDを製作した ビクターエンタテインメント
- ⑤出演者である 長澤まさみ、堤 真一 等

**Answer:** 自動公衆送信権 (送信可能化権を含む) ①②

送信可能化権 ③④⑤

全ての者が許諾権 (= 禁止権) を有する。

ひとりでも「NO」と言えばネット配信をすることはできなくなる

参考: 権利者配分合計(暫定) 8. 95%



◇ 放送局制作のテレビドラマをブロードバンド配信する場合の使用料額の概要  
 (適用期間：平成18年3月31日まで)

(順不同)

分野	協議先団体	合意内容 (当該分野の料額の合計)
文芸	日本文藝家協会 日本脚本家連盟 日本シナリオ作家協会	情報料収入の2.8%
音楽	日本音楽著作権協会 (JASRAC)	情報料収入および広告料収入の1.35% (※1)
レコード	日本レコード協会 芸団協・CPRA (※2)	情報料収入の1.8%
実演	芸団協・CPRA (※2) 等	情報料収入の3.0%

(※1) 使用料規程および細則を適用した料額

(※2) 日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター

# (参考)

# 著作権法 抜粋

## (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 八 放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信をいう。
- 九 放送事業者 放送を業として行なう者をいう。
- 十 映画製作者 映画の著作物の製作に発意と責任を有する者をいう。

## (映画の著作物の著作権の帰属)

第二十九条 映画の著作物(第十五条第一項、次項又は第三項の規定の適用を受けるものを除く。)の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。

- 2 もつばら放送事業者が放送のための技術的手段として製作する映画の著作物(第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該放送事業者に帰属する。
  - 一 その著作物を放送する権利及び放送されるその著作物を有線放送し、又は受信装置を用いて公に伝達する権利
  - 二 その著作物を複製し、又はその複製物により放送事業者に頒布する権利

## (録音権及び録画権)

第九十一条 実演家は、その実演を録音し、又は録画する権利を専有する。

- 2 前項の規定は、同項に規定する権利を有する者の許諾を得て映画の著作物において録音され、又は録画された実演については、これを録音物(音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。)に録音する場合を除き、適用しない。

## (放送権及び有線放送権)

第九十二条 実演家は、その実演を放送し、又は有線放送する権利を専有する。

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
  - 一 放送される実演を有線放送する場合
  - 二 次に掲げる実演を放送し、又は有線放送する場合
    - イ 前条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て録音され、又は録画されている実演
    - ロ 前条第二項の実演で同項の録音物以外の物に録音され、又は録画されているもの

## (送信可能化権)

第九十二条の二 実演家は、その実演を送信可能化する権利を専有する。

- 2 前項の規定は、次に掲げる実演については、適用しない。
  - 一 第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て録画されている実演
  - 二 第九十一条第二項の実演で同項の録音物以外の物に録音され、又は録画されているもの

## (放送のための固定)

第九十三条 実演の放送について第九十二条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得た放送事業者は、その実演を放送のために録音し、又は録画することができる。ただし、契約に別段の定めがある場合及び当該許諾に係る放送番組と異なる内容の放送番組に使用する目的で録音し、又は録画する場合は、この限りでない。

- 2 次に掲げる者は、第九十一条第一項の録音又は録画を行なつたものとみなす。
  - 一 前項の規定により作成された録音物又は録画物を放送の目的以外の目的又は同項ただし書に規定する目的のために使用し、又は提供した者
  - 二 前項の規定により作成された録音物又は録画物の提供を受けた放送事業者で、これらをさらに他の放送事業者の放送のために提供したもの

## (放送のための固定物等による放送)

第九十四条 第九十二条第一項に規定する権利を有する者がその実演の放送を許諾したときは、契約に別段の定めがない限り、当該実演は、当該許諾に係る放送のほか、次に掲げる放送において放送することができる。

- 一 当該許諾を得た放送事業者が前条第一項の規定により作成した録音物又は録画物を用いてする放送
- 二 当該許諾を得た放送事業者からその者が前条第一項の規定により作成した録音物又は録画物の提供を受けてする放送
- 三 当該許諾を得た放送事業者から当該許諾に係る放送番組の供給を受けてする放送(前号の放送を除く。)
- 2 前項の場合において、同項各号に掲げる放送において実演が放送されたときは、当該各号に規定する放送事業者は、相当な額の報酬を当該実演に係る第九十二条第一項に規定する権利を有する者に支払わなければならない。